

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長）

（厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医療経営改革課、歯科保健課）

項 目 名		医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等	
税 目		所得税、法人税	
要 望 の 内 容	I. 2040 年を見据え、少子高齢化、医療需要の変化等による地域における医療提供体制の課題に対応し、将来にわたって持続可能な医療提供体制を実現するため、これまで講じてきた器具・備品（医療用機器含む）、ソフトウェア、建物及びその附属設備の取得にかかる特別償却制度について、必要な見直しを行った上で、適用期限を延長する。		
	II. 医療保健業を営む個人又は法人が、医療用機器を取得し事業の用に供した場合に 12%の特別償却を認める制度について、必要な見直しを行った上で、適用期限を延長する。		
	（租税特別措置法第 12 条の 2、第 45 条の 2）		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 百万円 （ ▲300 百万円） （ — 百万円）	

(1) 政策目的

I. 2040 年を見据え、少子高齢化、医療需要の変化等による地域における医療提供体制の課題に対応し、将来にわたって持続可能な医療提供体制を実現するため、ICT 機器の導入等による業務効率化や医療機関の連携・再編・集約化を通じて良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の構築を目指す。具体的には、

- ① 業務効率化等に資する勤務時間短縮用設備等の導入を促進し、医療機関における業務効率化及び省力化を図ることにより、医師等の時間外・休日労働時間の短縮を推進する。これにより、医師等の働き方改革を推進するとともに、医療従事者の健康確保及び医療の質・安全性の向上を図り、地域において安全で質の高い医療提供体制を確保する。
- ② 中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の連携・再編・集約化を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、新たな地域医療構想の下、連携・再編・集約化を進める構想区域において、地域医療構想調整会議での協議に基づき医療機関機能の確保のために実施する再編等に当たって発生する医療機関の財政的負担を軽減することで、地域医療構想の取組を推進する。また、改正医療法に基づき令和 10 年度から地域医療構想に精神医療が位置付けられることを踏まえた見直しを行う。なお、令和 8 年度までに得られた機能転換・再編等の合意に基づく改修工事等のうち完了予定が令和 9 年度以降とされているものがあるため、従前の特別償却制度の経過措置も要望する。加えて、老朽化・災害対策を含む地域に不可欠な医療機関の建物の計画的整備が必要となっていることから、新たな地域医療構想の下、将来需要を踏まえた整備を実施する医療機関の財政的負担を軽減することで、老朽化対策等の取組を推進する。

II. 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。

(2) 施策の背景・必要性

I. 2040 年に向け、少子高齢化、医療需要の変化等により地域における医療提供体制について様々な課題が立ち現れている。

- ① まず、生産年齢人口が大きく減少するなかで、医療人材確保はますます困難になっていくものと想定される。
こうした中で、医療分野における生産性を向上させるため、令和 8 年 5 月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律において、業務効率化・勤務環境改善に積極的・計画的に取り組む病院を厚生労働大臣が認定できる仕組みを設ける等、病院又は診療所の管理者は、勤務環境の改善に加え、業務効率化にも取り組むよう努める旨を明確化したところ。各医療機関の自主性をさらに高め、業務効率化・勤務環境改善を一層推進するため、本税制措置を通じて医療機関において勤務時間短縮用設備等の導入を促進する必要がある。
- ② また、急性期医療の需要の減少、高齢者に対する救急医療や在宅医療のニーズの増加、医療従事者の減少等、地域における様々な課題が想定される。
こうした課題に対応する地域医療構想の実現のためには、税負担のない公立・公的医療機関のみならず、民間医療機関にも再編が求められている中で連携・再編・集約化を進めていくことが必要となる。本制度が適用されることにより、投資初期段階における税負担が軽減され、制度を利用可能な黒字医療機関においては、再編前後の経営が不安定な時期に一定の手元資金を確保できるため、再編に係る工事の投資判断が促進される。

		Ⅱ. 極めて高い公共性を有する医療を行う上で、医療機関等の医療用機器は必要不可欠なものである。そのため、医療機関における医療用機器への投資は、国民に対して良質かつ安全な医療を提供することに直結し、ひいては地域における必要な医療提供体制の整備につながるものである。 なお、医療用機器等は、医学医術の進歩に応じて日々進歩しており、一定レベルの医療の質や提供体制を確保するためには、医療機関において高度又は先進的な医療用機器の導入を適宜行う必要がある。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標Ⅰ－Ⅰ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること 施策目標Ⅰ－Ⅱ 医療従事者の働き方改革を推進すること
		政策の達成目標	Ⅰ. 2040 年を見据え、少子高齢化、医療需要の変化等による地域における医療提供体制の課題に対応し、将来にわたって持続可能な医療提供体制を実現する。このため、具体的には、 ① 業務効率化等に資する勤務時間短縮用設備等の導入を促進し、医療機関における業務効率化及び省力化を通じて、設備導入前後の時間外・休日労働時間の変化を継続的に把握し、導入前と比較した時間外労働時間を削減させる等、医師等の時間外・休日労働時間の短縮を図るとともに、 ② 中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の連携・再編・集約化を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、医療機関の財政的負担の軽減により再編等を促進し、令和 10 年度末までに全都道府県において地域医療構想を策定する。 Ⅱ. 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。近代的な医療用機器の整備促進を図る。また、全身用 CT 及び MRI については、配置効率化要件の下で適正配置に資する導入・更新を促進し、令和 2 年度医療施設静態調査を基準として、一定の利用回数基準（CT：月 20 件以上、MRI：月 40 件以上）を満たさない施設数を令和 12 年度までに病院については半減、診療所については 1 割減少させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	適用期限を延長
		同上の期間中の達成目標	Ⅰ. ①業務効率化等に資する勤務時間短縮用設備等を導入した医療機関における設備導入前後の時間外・休日労働時間の変化を継続的に把握し、導入前と比較した時間外労働時間を削減させる。また、長時間労働の傾向にある医師全体の目標として、時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える医師の減少及び「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和 4 年 1 月 19 日厚生労働省告示第 7 号）に基づき、暫定的な特例水準が適用される医療機関の時間外・休日労働時間について、適用される医師の時間外・休日労働時間を減少させ、令和 10（2029）年度に 1,485

		時間（注：2030 年に 1,410 時間という目標の 2029 年における経過数値）とすることを目標とする。 I. ②改正医療法による新たな地域医療構想の下、地域医療構想調整会議での協議に基づく医療機関機能を確保するため、医療機関の連携・再編・集約化を推進する。租税特別措置・補助金見直しに関する自己点検の結果も踏まえ、以下の 2 項目を令和 10 年度の目標とする。 ・ 2040 年における各医療機関が担う医療機関機能の決定率を 100% ・ 再編統合事例における本制度の適用割合（適用見込みを含む）を 40% II. 取得価格 500 万円以上の高度又は先進的な医療機器について、医療機関における適切な導入・更新を促進し、医学医術の進歩に対応した医療提供体制を確保するため、以下の 2 項目を令和 10 年度の目標とする。 ・ 医業収益に占める高額医療機器への設備投資割合について、過去の実績に照らし確認される下限値（1.5%）を下回らないことを目標とする。 ・ また、全身用 CT 及び MRI については、配置効率化要件の下で適正配置に資する導入・更新を促進するとともに、令和 12 年目標の達成状況について、医療施設静態調査の結果に加え、前年度の状況を把握するための補足調査を実施し、基準年と比較した使用実績の改善状況を把握・確認する。
	政策目標の達成状況	I. ①令和元年度から令和 6 年度までの適用実績を基に試算すると、本措置により支援された勤務時間短縮用設備等への投資額は累計約 3.1 億円にのぼる。また、医師等勤務時間短縮計画報告書等に基づき、導入した医療機関について設備導入前後の状況を比較したところ、対象医師の時間外労働時間は平均 22.4 時間減少し、平均 39.4%の削減が確認された。さらに、設備類型別にみると、「労働時間管理の省力化・充実に資する機器等：平均 10.1 時間削減」、「医師の行う作業の省力化に資する機器等：平均 23.4 時間削減」、「遠隔医療を可能とする機器等：平均 46.2 時間削減」が確認されている。これらの結果から、勤務時間短縮用設備等の導入は、医師等の業務効率化及び労働時間短縮に寄与しているものと考えられる。 I. ②従前の特別償却制度の適用件数については、令和元年度から令和 6 年度までで 9 件であるが、適用対象となる民間医療機関が主体となる再編統合事例は、黒字割合が約 50%であることを踏まえると、令和元年度から令和 6 年度までで 50～60 例と推測されるため、本制度の適用件数 9 件は再編統合事例の約 2 割で活用されていることとなる。 なお、医療機関機能については、新たな地域医療構想の下、地域医療構想調整会議で協議・決定されるものであるが、決定内容は 2040 年に各医療機関が地域において担う役割分担等を具体化するものであるため、その決定率は医療機関の連携・再編・集約化の取組を着実に進めるための重要な前提となる。

		II. 本措置の適用件数は直近年度においても年間約 600 件で推移しており、医療機関の設備投資額に占める制度対象投資も一定水準で推移している。また、医業収益に占める高額医療機器への設備投資割合は令和5年度 2.0%、令和6年度 2.4%となっており、過去の低水準である約 1.5%を上回る水準で推移していることから、本措置は高額医療機器の導入・更新判断を一定程度下支えしているものと考えられる。 ・全身用 CT 及び MRI については、医療施設静態調査による令和2年度と令和5年度の比較において、回数基準未達施設割合が病院 CT10.4%→11.7%、病院 MRI18.6%→19.0%となるなど、配置効率化の進展は確認されていない。一方、本措置による導入・更新は利用回数基準等の配置効率化要件を前提としており、CT・MRI の適正配置を阻害するものではないと考えられる。 ・制度利用実績のある医療機関 41 施設へのアンケートでは、本措置を適用し導入した医療機器による具体的効果として「診療・治療の精度が向上した」との回答が 14 件で最も多く、高度又は先進的な医療機器の導入・更新を通じて、地域における良質かつ適切な医療の提供に寄与していることが示唆された。
有効性	要望の措置の適用見込み	I. ①医療法人経営情報データベース (MCDB) の結果より、約 42,000 の医療法人のうち、黒字法人は5割程度と想定され、令和8年度診療報酬改定の影響や令和8年5月に成立した改正健保法等の医療分野における業務効率化の動き等も踏まえると、投資（キャッシュ）余力のある法人そのものの増加や投資に前向きな動きがこれまで以上に見込まれる。 I. ②地域医療構想調整会議での協議に基づく医療機関機能の決定と新たな地域医療構想の策定は、令和9年度及び令和10年度において実施しなければならないため、それに基づき適用期間中に医療機関の再編等の増加を想定する。 また、老朽化・災害対策を含む地域に不可欠な医療機関の建物の整備については、法定減価償却年数を超えたもののうち、新たな地域医療構想の下、医療提供体制の構築の一環として、将来需要を踏まえて計画的に実施するものであるため、本制度の適用も併せて総合的に推進する。 II. 医療関係団体へのアンケートの結果、503 医療機関のうち、41 医療機関で特例措置の適用実績があり、また、503 医療機関のうち、275 医療機関で今後特別償却制度を利用したいとの回答であった。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	I. ①本措置により、画像診断支援機器、遠隔医療システムその他の設備など相応の費用を要する設備の導入が促進され、医療機関の業務効率化・勤務環境改善に係る取組が推進される。 I. ②医療機関において再編等の検討をするに当たっては、財政的負担の軽減も考慮される事項であることから、本制度により、再編等に伴う工事を行う医療機関の投資判断を後押しすることで、医療機関の連携・再編・集約化が促進され、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保するための地域医療構想の取組が推進される。

相 当 性			Ⅱ. 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の税負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・ 地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県による財政支援 ・ 病院等の施設・設備整備支援事業（仮称）※2027 年度新規要求 ・ 独立行政法人福祉医療機構による低利での融資制度（機械購入資金）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	・ 補助金等による支援の場合、補助対象となるには複数の要件（例：地域医療のため医師を派遣する等、特別な役割を有していることや、都道府県知事が認める医療機関であること等）を満たす必要がある。一方、本措置により、補助対象とならない医療機関を含めより広範に制度を利用する機会を与えることで、医療機関全体で長時間労働の医師の労働時間短縮と提供される医療の質の確保の両立が期待できることから、相当性を有している。 ・ 新たな地域医療構想の下、将来需要を踏まえた施設の建替え・改修を含む地域に不可欠な施設の計画的な整備に必要な支援を実施する。 ・ 独立行政法人福祉医療機構では、民間金融機関が融資しない高額な医療機器の購入資金に対する低利融資を行っており、資金調達面での支援が図られているが、借入れを前提とするものであり財務負担の軽減には限界がある。一方、税制による優遇措置では医療機関の税負担の軽減を通じて、設備投資に伴う初期的な負担を軽減し、医療機関の経営判断における意思決定を下支えする点で異なる役割を有する。
		要望の措置の妥当性	I. ①医療機関の業務効率化等を推進するためには、勤務環境改善、タスク・シフト／シェア等の取組に加え、画像診断支援機器、遠隔医療システム等への設備投資を促進することが重要である。これらの設備は高額な投資を要する場合が多く、医療機関にとって大きな負担となる。また、医療機関のみで設備投資を負担することは容易ではなく、補助金には予算及び採択件数の制約がある一方、本措置は要件を満たす医療機関が広く利用可能であり、設備投資需要に応じた柔軟な支援が可能である。したがって、業務効率化等に資する勤務時間短縮用設備等への投資を促進する手段として、租税特別措置を講ずることは妥当である。 I. ②医療機関が病床再編等を行うには、医療機関の費用負担の軽減を図ることが重要である中、本措置は、再編等を行う多くの医療機関が対象となるため、負担軽減策として非常に効果的であり、再編等を更に推進するため、本措置の実施は妥当である。 また、新たな地域医療構想の下、老朽化・災害対策を含む地域に不可欠な医療機関の計画的な建物整備については、本措置に基づき医療機関の費用負担の軽減を図ることにより、地域にお

		ける良質かつ適切な医療提供体制の構築が推進されるため妥当である。 Ⅱ. 良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の導入を促進する必要があるため、医療機関の税負担の軽減が図られる本施策は効果的である。また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となることから税制による優遇措置を行うことが妥当である。																												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	I. ①																												
		<table><thead><tr><th></th><th>[適用件数]</th><th>[特別償却額]</th><th>[減収見込み額]</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和6年度</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（法人税）</td><td>0 件</td><td>0 百万円</td><td>0 百万円</td></tr><tr><td>（所得税）</td><td>1 件</td><td>10 百万円</td><td>1 百万円</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（法人税）</td><td>3 件</td><td>13 百万円</td><td>3 百万円</td></tr><tr><td>（所得税）</td><td>1 件</td><td>10 百万円</td><td>1 百万円</td></tr></tbody></table> ※上記は、これまで「医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度」として要望を行っていた事項の適用実績。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「都道府県への調査」により推計。		[適用件数]	[特別償却額]	[減収見込み額]	令和6年度				（法人税）	0 件	0 百万円	0 百万円	（所得税）	1 件	10 百万円	1 百万円	令和7年度				（法人税）	3 件	13 百万円	3 百万円	（所得税）	1 件	10 百万円	1 百万円
			[適用件数]	[特別償却額]	[減収見込み額]																									
		令和6年度																												
（法人税）	0 件	0 百万円	0 百万円																											
（所得税）	1 件	10 百万円	1 百万円																											
令和7年度																														
（法人税）	3 件	13 百万円	3 百万円																											
（所得税）	1 件	10 百万円	1 百万円																											
I. ②																														
<table><thead><tr><th></th><th>[適用件数]</th><th>[特別償却額]</th><th>[減収見込み額]</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和6年度</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（法人税）</td><td>0 件</td><td>0 百万円</td><td>0 百万円</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（法人税）</td><td>5 件</td><td>328 百万円</td><td>76 百万円</td></tr></tbody></table> ※上記は、これまで「地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度」として要望を行っていた事項の適用実績。 ※「租特透明化に基づく適用実態調査結果」の実績値 ※令和7年度は「都道府県へのヒアリング結果」より推計		[適用件数]	[特別償却額]	[減収見込み額]	令和6年度				（法人税）	0 件	0 百万円	0 百万円	令和7年度				（法人税）	5 件	328 百万円	76 百万円										
	[適用件数]	[特別償却額]	[減収見込み額]																											
令和6年度																														
（法人税）	0 件	0 百万円	0 百万円																											
令和7年度																														
（法人税）	5 件	328 百万円	76 百万円																											
Ⅱ.																														
<table><thead><tr><th></th><th>[適用件数]</th><th>[特別償却額]</th><th>[減収見込み額]</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和6年度</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（法人税）</td><td>385 件</td><td>1,760 百万円</td><td>408 百万円</td></tr><tr><td>（所得税）</td><td>135 件</td><td>615 百万円</td><td>138 百万円</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（法人税）</td><td>453 件</td><td>1,934 百万円</td><td>449 百万円</td></tr><tr><td>（所得税）</td><td>159 件</td><td>688 百万円</td><td>156 百万円</td></tr></tbody></table> ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計		[適用件数]	[特別償却額]	[減収見込み額]	令和6年度				（法人税）	385 件	1,760 百万円	408 百万円	（所得税）	135 件	615 百万円	138 百万円	令和7年度				（法人税）	453 件	1,934 百万円	449 百万円	（所得税）	159 件	688 百万円	156 百万円		
	[適用件数]	[特別償却額]	[減収見込み額]																											
令和6年度																														
（法人税）	385 件	1,760 百万円	408 百万円																											
（所得税）	135 件	615 百万円	138 百万円																											
令和7年度																														
（法人税）	453 件	1,934 百万円	449 百万円																											
（所得税）	159 件	688 百万円	156 百万円																											
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法第 45 条の 2 医療用機器等の特別償却 [法人税関係] (適用件数) (特別償却額)																												

		I. ① 令和5年度 2件 16百万円 令和6年度 0件 0百万円 I. ② 令和5年度 3件 253百万円 令和6年度 0件 0百万円 II. 令和5年度 521件 2,108百万円 令和6年度 385件 1,760百万円
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	I. ①業務効率化・職場環境改善に資する設備等を取得する場合の特別償却により、税負担を軽減することで、当該設備等の導入が促進される。 I. ②医療機関が再編等を行った場合に取得する建物等の特別償却により、税負担を軽減することで、地域医療構想の実現に向けて、医療機関の再編等が促進される。 II. 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の税負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。
	前回要望時の達成目標	医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	I. ①先述の通り、本措置による設備導入前後の状況を比較したところ、対象医師の時間外労働時間は平均 22.4 時間減少し、平均 39.4%の削減が確認された。さらに、設備類型別にみると、「労働時間管理の省力化・充実に資する機器等：平均 10.1 時間削減」、「医師の行う作業の省力化に資する機器等：平均 23.4 時間削減」、「遠隔医療を可能とする機器等：平均 46.2 時間削減」が確認されている。また、時間外・休日労働が年 960 時間換算の病院・常勤勤務医の割合は、本措置創設前である平成 28 年調査の 39.2%、創設直後である令和元年調査の 37.8%、令和 4 年調査の 21.2%、令和 7 年調査の 15.0%まで着実に減少している。これらのデータから、設備導入の直接的効果や付随する時間外労働の減少といった効果があるので継続したい。 I. ②前回要望時の目標のうち「各医療機関の対応方針の策定率を 100%」については、2024 年度末時点で概ね達成済(※)であり、「2025 年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合を 100%」については、2025 年 7 月時点で 116.4 万床となっており、2025 年に必要と推計した病床数である約 119.1 万床を下回った。 ※ 措置済みを含む「合意済」の医療機関の割合は 90%。なお、2025 年度末時点の結果は調査中。 II. 前回要望時には、医業収益に占める高額な医療機器への設備投資割合を消費税引き上げ前の平成 25 年水準(1.9%)以上とすることを目標としており、当該割合は令和 6 年度及び令和 7 年度において 1.5%まで改善しているものの、目標水準には達していない。 これは、本措置が黒字医療機関のみでしか効果が得られないことに加え、人件費や設備価格の上昇等により医療機関の投資余力が制約され、高額医療機器投資が抑制されやすい状況にある

		ためと考えられる。また、CT・MRI の配置効率化については、医療施設静態調査による令和 2 年度と令和 5 年度の比較では改善が確認されなかったものの、本調査には過去に導入された低利用機器も含まれることから、本措置による導入・更新の効果のみを抽出して評価することには一定の限界があると考えられる。このため、令和 2 年度以降に導入された CT・MRI の利用状況について補足的に調査を実施しているところであり、その結果も踏まえ、目標設定及び配置効率化要件の在り方について検討を行う予定である。
これまでの 要望経緯		医療用機器の特別償却制度については、昭和 54 年の創設以降、償却率、取得価額の下限、対象機器を見直しながら 2 年毎に延長されてきた。 平成 31 年度税制改正では、「医療用機器等の特別償却制度について、長時間労働の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の 3 点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う」として、その適用期限が 2 年延長された。 令和 3 年度、令和 5 年度及び令和 7 年度税制改正では、配置効率化等を促すための措置を講ずるとともに、対象機器の見直しを行った上で、その適用期限が 2 年延長された。（令和 9 年 3 月 31 日まで）。

措置名：医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等

1. 将来にわたって持続可能な医療提供体制を実現するための特別償却制度

本要望は、2040 年を見据え、少子高齢化、医療需要の変化等による地域における医療提供体制の課題に対応し、将来にわたって持続可能な医療提供体制を実現するため、「医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度」および「地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度」を、「将来にわたって持続可能な医療提供体制を実現するための特別償却制度」へと統合するとともに、その税制措置の適用要件の見直しを行った上で拡充し、適用期限を延長するものであり、以下、本要望事項に含まれる従前の税制措置の要素について、それぞれ自己点検との関係を述べる。

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

本措置は、医療機関が黒字でなければその効果が得られず、医療機関の経営環境が厳しい状況では効果の発現が限定的となるところ、租税特別措置・補助金見直しに関する自己点検において、今後の見直しの方向性として「適用実態や政策効果を踏まえつつ、他施策との役割分担を考慮しながら、制度の必要性を継続的に検証することが適当である」ことや、「健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年 5 月 29 日成立）には、業務効率化・勤務環境改善に積極的・計画的に取り組む病院を厚生労働大臣が認定できる仕組みを設ける等、病院又は診療所の管理者は、勤務環境の改善に加え、業務効率化にも取り組むよう努める旨を明確化しており、本法律も踏まえた発展的な見直しの検討が必要である」ことを示したところである。

令和 7 年度においても、本制度の適用見込みは、法人税において 3 件、所得税において 1 件となっている一方で、自己点検結果から、本措置による設備導入は、業務効率化等に一定の効果が確認されている（※）。今般、上記見直しの方向性を踏まえ、医療機関を対象に調査を実施したところ、令和 7 年度に赤字となっていた医療機関においても、「黒字になった場合に本措置を活用する予定」とした回答が複数あったことから、令和 8 年度診療報酬改定等の効果も踏まえつつ、引き続き、本措置を続ける必要があるものと考えている。

（※）医師等勤務時間短縮計画報告書等に基づき、本措置を利用して勤務時間短縮用設備等導入した医療機関について設備導入前後の状況を比較したところ、対象医師の時間外労働時間は平均 22.4 時間減少し、平均 39.4%の削減が確認された。

加えて、令和 8 年 5 月成立の健康保険法等の一部を改正する法律において、業務効率化・勤務環境改善に積極的・計画的に取り組む病院を厚生労働大臣が認定できる仕組みを設け、また、病院又は診療所の管理者は、勤務環境の改善に加え、業務効率化にも取り組むよう努める旨を明確化する等を行っているところであり、こうした法律の趣旨を踏まえ、医療分野の更なる業務効率化を図り、2040 年を見据えた安心・安全な医療提供体制を維持するため、本税制措置を医師その他の医療従事者に加え、医療機関に勤務する職員の一部又は全部門の業務効率化・職場環境改善に資する設備等について特別償却が出来る制度へ見直す必要があるものと考えている。

②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度

本措置は、医療機関が黒字でなければその効果が得られず、医療機関の経営環境が厳しい状況では効果の発現が限定的となるところ、租税特別措置・補助金見直しに関する自己点検において、今後の見直しの方向性として「再編の阻害要因、現行措置が活用されていない理由等について、医療機関へ調査を行った上で、新たな地域医療構想にふさわしい措置を検討する。」としていたところ。

今般、上記見直しの方向性を踏まえ、医療機関を対象に調査を実施したところ、直近の決算が黒字の医療機関のみならず、赤字の医療機関においても、「黒字になった場合に本措置を活用する予定」とした回答を 70 医療機関から得ており、本制度により、再編初期の税負担を軽減することで医療機関の手元資金の確保につなげ、再編に伴う工事の投資判断に寄与するため、引き続き制度の枠組みを維持していくこととする。

対象要件については、新たな地域医療構想では 2040 年を見据えた医療機関の役割分担の明確化等を図り、医療機関機能に着目した連携・再編・集約化を進めることとしているため、今回の要望では、従前の具体的対応方針に基づく病床再編等を中心とした要件から、医療機関機能等の確保に係る地域医療構想調整会議での協議に基づく再編等や、将来需要を踏まえた地域に不可欠な施設・設備の整備を対象とする要件に見直すこととしている。

2. 高額な医療用機器に係る特別償却制度

自己点検結果を踏まえ、本制度の全身用 CT 及び MRI に係る利用要件について、利用回数基準や共同利用の実態を検証し、必要な見直しを行う方針を本要望に反映した。令和 2 年度及び令和 5 年度の医療施設静態調査の比較では、配置効率化の進展について確認できなかったことから、利用回数基準、共同利用計画及び調整会議における確認を含む現行要件が適正配置の推進に寄与しているかについて検証するため、適用実績等に関する追加調査を実施している。その結果を踏まえ、現行要件の見直しについて検討する。